

国保運営方針の概要

- 県国保運営方針は、**県と各市町村が一体となり、役割分担をしつつ、保険者としての事務を共通認識の下で実施する体制を確保するために策定**
- 策定に当たり、**県と各市町村が保険者として目指す方向性について認識を共有しておくことが必要**
- 被保険者、医療関係者、学識経験者、被用者保険代表等の**地域の関係者の意見もよく聴いた上で、地域の実情に応じた方針を策定することが必要**
- 策定後も運営状況等も踏まえ、**定期的に検証・見直しを行い、必要に応じ改善していくことが重要**
- **県は、県内の国民健康保険制度の「望ましい均てん化」を図るため、一層主導的な役割を果たすことが重要**

県国保運営方針の主な記載事項

- (1) **国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し**
(医療費の動向と将来の見通し、赤字解消・削減の取組、財政安定化基金の運用等)
- (2) **市町村における保険料の標準的な算定方法及びその水準の平準化**に関する事項
(保険税(料)水準の統一に向けた検討等)
- (3) **市町村における保険料の徴収の適正な実施**に関する事項
- (4) **市町村における保険給付の適正な実施**に関する事項
(レセプト点検、第三者求償、高額療養費多数該当の取扱い等)
- (5) **都道府県等が行う国民健康保険の安定的な財政運営及び被保険者の健康保持の推進のために必要と認める医療費の適正化**の取組に関する事項
(医療費適正化に向けた取組、保健事業の取組、医療費適正化計画との関係)
- (6) **市町村が担う国民健康保険事業の広域的及び効率的な運営の推進**に関する事項
(保険者事務、収納対策、保健事業等の共同実施)
- (7) **保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策その他の関係施策との連携**に関する事項
- (8) (2)～(7)に掲げる事項の実施のために必要な**関係市町村相互間の連絡調整**その他都道府県が必要と認める事項

※下線部は国保法改正により、令和6年4月から新たに必須記載事項として追加

厚生労働省資料(都道府県国民健康保険運営方針策定要領等)を基に作成

県国保運営方針の記載事項について②

記載事項	運営方針への記載の方向性
1 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し (医療費の動向と将来の見通し、赤字解消・削減の取組、財政安定化基金の運用等)	<ul style="list-style-type: none"> ・現行運営方針の第2章及び第3章に記載あり。 ・現状を令和3年度実績までを記載し時点修正。 ・現行の激変緩和措置に関する項を削除し、決算剰余金の管理・運用について記載する。 ・医療費の見込みについては、今年度策定の医療費適正化計画との整合を取る。
2 市町村における保険料の標準的な算定方法及びその水準の平準化に関する事項 (保険税(料)水準の統一に向けた検討等)	<ul style="list-style-type: none"> ・現行運営方針の第3章に記載あり。 ・保険税(料)水準の統一について、記載場所を繰上げ、これまでの議論を基に記載する。
3 市町村における保険料の徴収の適正な実施に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・現行運営方針の第4章に記載あり。 ・目標収納率について、全国上位を目指す方針は維持。
4 市町村における保険給付の適正な実施に関する事項 (レセプト点検、第三者求償、高額療養費多数該当の取扱い等)	<ul style="list-style-type: none"> ・現行運営方針の第5章に記載あり。 ・現状を令和3年度実績まで記載し時点修正。
5 都道府県等が行う国民健康保険の安定的な財政運営及び被保険者の健康保持の推進のために必要と認める医療費の適正化の取組に関する事項 (医療費適正化に向けた取組、保健事業の取組、医療費適正化計画との関係)	<ul style="list-style-type: none"> ・現行運営方針の第6章に既に記載あり。 ・現状を令和3年度実績まで記載し時点修正。 ・今年度策定の医療費適正化計画との整合を取る。
6 市町村が担う国民健康保険事業の広域的及び効率的な運営の推進に関する事項 (保険者事務、収納対策、保健事業等の共同実施)	<ul style="list-style-type: none"> ・現行運営方針の第7章に既に記載あり。 ・事務提要の共同作成を含めた事務の効率化、標準化について記載する。
7 保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策その他の関係施策との連携に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・現行運営方針の第8章に記載あり。 ・団塊の世代が後期高齢者となることから、一体的実施も含め、記載内容を時点修正。
8 2～7に掲げる事項の実施のために必要な関係市町村相互間の連絡調整その他都道府県が必要と認める事項	<ul style="list-style-type: none"> ・現行運営方針の第9章に記載あり。 ・事務レベル検討会や作業部会を引き続き設置することを記載する。